平成２８年（フ）第３２８号
千葉県松戸市高塚新田512番地の10　梨香台団地１棟604号室
債務者　木村ナツ子
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第３２９号
千葉県柏市加賀３丁目30番５号　オッフェルタ岩本203号
債務者　**廣**川悠美子
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第６９号
北海道苫小牧市永福町２丁目７番16号　北永アパート
債務者　片山　英憲
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第４９号
茨城県日立市東金沢町２丁目11番14―504号
債務者　青木　一弘
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２８年（フ）第５０号
茨城県日立市十王町友部1120番地１
債務者　佐藤　昌也
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２８年（フ）第９８号
静岡県富士市中丸379番地の１　サンハイムカワシマ305号
債務者　佐々井　亨
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第４１２号
神戸市北区西大池１―34―18キャットハウスミルミル２階、住民票上の住所兵庫県西宮市山口町名来１丁目15番24―203号
債務者　久田　良子
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４６６号
神戸市中央区北長狭通６丁目２番15―914号
債務者　平　亥生男
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４６９号
神戸市垂水区名谷町1837番地の２エスポワール203号、従前の住所神戸市西区大沢１丁目５番地の１市住１―225号
債務者　有馬　一登
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４８０号
兵庫県三木市大塚１丁目７番９号シュシュ恵比須２Ｄ号、従前の住所兵庫県三木市岩宮467番地の２（従前々の住所）兵庫県三木市志染町広野４丁目524番地
債務者　住本　和彦
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３８２号
広島市西区己斐中２丁目12番25号
債務者　片山　　寛
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３９３号
広島市西区己斐西町28番３―202号
債務者　安田　恵美
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４１１号
広島市西区井口台４丁目４番10―201号
債務者　新竹　恵満（旧姓塩飽）
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７号
長崎県五島市大荒町283番地２、住民票上の前住所長崎県五島市岐宿町楠原557番地
債務者　江口さほり
1　決定年月日時　平成28年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２８年（フ）第１３６１号
大阪市西淀川区出来島３丁目２番12―109号
債務者　有働　正和
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２１２５号
大阪市大正区三軒家西３丁目３番７号、前住所大阪市大正区三軒家西２丁目14番27号
債務者　岡﨑　哲弥
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月30日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部